

令和4年 第3回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年3月15日(火) 午後2時00分～午後3時02分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 14番 工藤 妙子 _____ 2番 麻生 祐三子 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (4) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第17号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第18号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和4年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。
(とき：午後2時02分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。14番 工藤妙子 委員、2番 麻生祐三子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第2回定例総会から本日の令和4年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた2点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は以上です。

議長 続いて、「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。まず、「議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求めます。令和4年3月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の1案件を2番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。3月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は、南林寺から、法要等行事で来客用の駐車場が無かったため、申請地を駐車場及び進入路用地として貸して欲しいと相談を受けたことから、使用貸借することで話がまとまり、平成10年12月頃に南林寺が駐車場及び進入路を整備した。現況と地目を一致させるため、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の（1）のカの（イ）の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないために該当します。農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第12号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第12号の番号1番の1案件について、「転用は可能である」との報告です。これから採決します。議案第12号の番号1番の1案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第12号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

農業振興課 それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和 4 年 3 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和 4 年 3 月 16 日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 13 号の案件につきましては、12 番委員・15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番 工藤妙子委員にお願いします。

14 番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 13 号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません]の声あり

14 番委員 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14 番委員 挙手全員により、議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、原案のとおり決定されました。12 番委員・15 番委員の入室を認めます。

議長 次に、「議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。
それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 別冊議案書の 20 ページをご覧ください。今回、中間管理機構の貸借地にて配分替えが生じたので、一括方式とは別に議案として第 14 号議案を提出しています。
それでは、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和 4 年 3 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて農地利用配分計画（案）を朗読）

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 14 号の案件につきましては意見を求められております。事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 14 号についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」は原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午後2時22分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午後2時23分）

議長 次に「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号1番から番号7番までの7案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の1案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の住宅を購入しました。譲渡人は市外在住で高齢のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和3年12月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した住宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、18アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号2番から番号5番までの4案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14 番委員

大野の工藤妙子です。3月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、大野町から三重町へ転居したことにより、農地の管理が出来なくなりました。令和4年2月の定例総会において、農地法第3条の所有権移転の許可を受けましたが、今回、新たに申請地を譲受人に譲り渡したいと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、355アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、茶の生産をしている白杵市野津町の株式会社で、平成29年より申請地を管理しています。譲渡人は、高齢で耕作が出来なくなったことから、正式に申請地を売り渡したいと相談したところ、譲受人も自作地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、3,134アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は三重町に居住しており、8年前から申請地の管理を譲受人にお願いしていました。今回、譲渡人が申請地を売り渡したいと相談したところ、譲受人も自作地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、175アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入します。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和3年7月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入する居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、4アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号6番の1案件を11番 廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11 番委員

千歳の廣瀬英雄です。3月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、第三者に農地法第3条により貸借権設定が行われていましたが、借人が高齢で管理ができなくなったため、先月合意解約を行い、返された農地です。譲渡人は、町外在住で農業を行っていないため、農地を譲り渡したいと考え、譲受人に相談しました。譲受人も自身の自宅に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり申請をするものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、112アール

ルとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の小野不二夫です。3月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和4年2月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅の近隣の農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に妻が耕作を行う予定ですが、世帯主である夫が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、12アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第15号の番号1番から番号7番までの7案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第15号の番号1番から番号7番までの7案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第15号の番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号7番までの7案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番から番号3番までの3案件を9番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9番委員

三重の久保田直宏です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市外の借家に子どもと3人で生活していますが、夫婦双方の実家がある豊後大野市内で、ガレージ等も建設できる広さのある土地で住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、希望した面積を確保できず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市内の借家に子どもと3人で生活をしてしていますが、住宅の新築を計画しました。申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も相続で取得した土地で管理できず苦慮していたため売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲渡人同士は親子です。申請地は、譲受人が代表取締役を務める法人が昨年取得したアパートに隣接する農地です。今回、アパートを貸し出す計画を立てるにあたり、敷地内に駐車場を確保するスペースがないため、駐車場を確保したいと思い、十分なスペースが確保できず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第16号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声多数

議長

無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第16号の番号1番から番号3番までの3案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 16 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 17 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 17 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 3 番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。3 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、山際の農地で元々耕作条件が悪かったため、自身が農地法第 4 条許可を取得せずに植林を行った土地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 2 番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、山際の狭小な農地で元々耕作条件が悪かったため、亡父が農地法第 4 条許可を取得せずに植林を行った土地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 3 番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、近所の方が自身の土地と思い込み、農地転用許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査

会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号4番から番号7番までの4案件を8番 小野伊八郎委員にお願いいたします。

8番委員

朝地の小野伊八郎です。3月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、昭和38年6月に町道として収用された農地の残地で、狭小で条件が悪くなったため、50年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号5番から7番までの3案件については、関連がありますので一括して報告します。番号5番から7番までの3案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願い及び現況証明願いについてであります。5番案件については、申請地は、隣接している水路が増水し土砂が流入したため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。6番案件については、申請地は、山際の狭小な農地で元々耕作条件が悪かったため、亡祖父が農地法第4条許可を取得せずに植林を行った土地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。7番案件については、申請地は、祖父の死亡にともない、耕作者が不在となり、後継者もおらず、耕作者も見つからなかったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ない及び現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号8番の1案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員

大野の工藤妙子です。3月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、狭小な農地で耕作に不向きであり、農地法第4条許可を取得せず、亡夫が盛土をして20年以上駐車場として利用してきました。今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、十分な転圧及び碎石敷により土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号9番の1案件を11番 廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11番委員 千歳の廣瀬英雄です。3月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号9番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、当時の所有者である亡父が農地法第4条許可を取得せずに倉庫を建築した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第17号の番号1番から番号9番までの9案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第17号の番号1番から番号9番までの9案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第17号の番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第17号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第18号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。
「議案第18号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の1案件を、14番 工藤妙子委員と36番 田部憲義委員にお願いいたします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました但迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもちまして、令和4年第3回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後3時02分)

議事録署名委員 14番委員 藤 祐子

〃 2番委員 麻生 祐三子